

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

何かを強く信じることは、「病は気から」と言われるように精神的苦痛からの解放をもたらします。

26歳で4千万円の多重債務、それでも自殺を思いとどまり、残りの人生を人のためだけに生きるウルトラマンになろうと心に決めた男がIT企業を立ち上げ、元ヤンキーや引きこもりの若者を本気にさせました。ウルトラマンになれると信じた男を信じた若者の真剣さはすごかったと語る大手電機グループの関係者。

その男、青野豪淑は、自分を信じた社員のやる気信じて株式公開を目指します。

私の書棚より

○物事を多面的に見ることが大事だと思う。そして、それには好奇心を持つことが大切なのではないだろうか。好奇心とは、「これはどういうことなのだろう」と、物事の本質や実像をつかもうとする、とらえようとする姿勢と言い換えてもいいかもしれない。

○「折り合い」をつけるには、次に進むための準備と云っていい。現状を変えるためのステップともいえる。妥協はさらなる妥協を呼ぶけれど、折り合いはそうはならない。新たなスタートなのだ。

「理不尽に勝つ」
平尾誠二著 PHP 研究所

税務アンテナ

□一時所得は、保険の満期返戻金や懸賞の賞金品、ふるさと納税の返礼品、競馬の馬券の払戻金、遺失物の取得等があります。所得額は、収入金額から、その収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円を差し引いた金額を2分の1にして税率を掛けます。

雑所得は、原稿料や講演料、金銭の貸付けによる所得、リベート等があります。所得額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額に税率を掛けます。

オリンピックのメダリストが日本オリンピック委員会や加盟団体から受ける報奨金は非課税となりますが、マラソン日本新記録の報奨金は、これらの団体以外からのものであるため、一時所得となります。

□法人の社員や役員が取引業者から不正に受け取っていたリベートやスクラップ等の収入は個人に帰属するものであり、法人の収益ではありません。

ただし、社員や役員が不正行為が法人の行為と同一とみなされる場合には、仮装隠蔽による売上計上もれで重加算税の対象となります。

総合的に判断されますが、不正行為を行った者が、職制上の重要な地位や権限を有し、重要な経理帳簿を作成、管理を行っていた等の場合には、法人の行為と同一とみなされます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

4月の税務スケジュール

10日	○3月分の源泉所得税の納付
15日	○給与所得者異動届出 (休日につき16日)
30日	○2月決算法人の確定申告 ○8月決算法人の中間申告 (予定申告) ○5月、8月、11月決算法人の消費税中間申告 (休日につき5月1日)

30日	○4月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき27日)
-----	--